

作成基準（案）に対する委員等の意見

※ 第2回統計委員会国民経済計算部会における説明及び委員等への原案説明などの際に、委員等から提議されたものを内閣府において整理したもの。

ご意見	内閣府の考え方
1. 全体に関するもの	
1-1. 作成基準の改定頻度について、国際連合基準の改正への対応時や、基準改定等においても変更すべきものではないか。	基本的には、国際連合基準の改正のたびに変更を要することになるが、それ以外の場合でも、基準改定等などにより作成基準該当事項に変更が必要となる際には、基準の改正を行うこととなる。
1-2. 「必要に応じ」という記載が散見されるが、内閣府の恣意的判断が働くのは望ましくないのではないか。	個々に判断することとしたい。 ただし、主に作成基準になじまない個別に判断する必要がある部分についての記載には、「必要に応じ」という表現をとることとしたい。
2. 「1 概論」に関するもの	
2-1. (1) 1行目において、何を体系的に記録するか不明であり、以下のように修正すべきではないか。 「国民経済計算は、我が国の経済の全体像を把握することを目的として、国際比較可能な形で体系的に記録することにより作成する。」	ご意見のとおり変更。
3. 「2 勘定体系」に関するもの	
3-1. 1行目において、我が国の経済主体は、経済活動別分類の主体もあり得るので、制度部門のみではない。以下のように修正すべき。 「我が国の経済の全体像については、我が国の経済主体（ 制度部門 ）が、定められた期間において、どのような取引（フロー）を行い、資産や負債（ストック）がどのように変化したかについて、 経済活動を記録することにより把握される。 」	ご意見のとおり変更。
3-2. 制度部門別や経済活動別に勘定を記録するといった記載が必要ではないか。 各勘定について、どういった部門分類について作成するのか明示すべきである。	ご意見を踏まえ、勘定の作成に用いる分類の主なものは、「5 記録内容」の各勘定において盛り込むこととしたい。
3-3. 「…に関する勘定」について、新たな造語をするのは望ましくない。「…勘定」といったように、すでに使用されているものでよいのではないか。	軽微な名称変更が基準の変更とならないよう、勘定の内容を表す表現とすることが望ましいことから、原案どおりとしたい。
3-4. 6行目において、「必要に応じて勘定を編成し直し」とあるが、実態上作っていないものもあり、形式上も望ましいと思えない。 「必要に応じて勘定を編成し直し」という文言は、あえて加工し直しているという印象を受けるので、表現を工夫すべきである。	ご意見を踏まえ、「必要に応じて」という記述を削除することとしたい。
3-5. 「(4) 統合経済に関する勘定」は、全勘定にまたがるような総括表という趣旨で、他の勘定と性質が違う。削除すべきではないか。 「(4) 統合経済に関する勘定」のみ一国を対象とするように読める。他の勘定とのバランスが悪いのではないか。	当勘定には、海外部門を含んでおり、基準に盛り込むことは必要と考えている。 各勘定のすべてが一国全体を対象としていることは、「2 勘定体系」の1行目において「我が国の経済の全体像については…把握される。」との記述により明示しているところ。

<p>4. 「3 分類」に関するもの</p>	
<p>4-1. 分類体系については、例えば「国際標準産業分類」などといったような、具体的に採用する分類基準名を盛り込むべきではないか。</p> <p>「(2)経済活動別分類」については、国際標準産業分類等もそれほど改定されるわけではない。別表で具体的に示すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「3分類」の「(2)経済活動別分類」の記述を、「…の3区分ごとに、<u>日本標準産業分類も考慮し経済活動別分類を定め、当該分類を公表する。</u>」と改め、標準分類を考慮した分類を定めることを明記した上で、別途公表することとしたい。</p>
<p>4-2. 「(1)制度部門別分類」中の「イ金融機関」において、表現上の整理から次のように修正すべき。</p> <p>「<u>主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務であるに携わるすべての我が国の居住者である法人企業及び準法人企業が含まれる。また、金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。</u></p> <p>内訳部門として、公的金融機関、民間金融機関に区分する。」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>4-3. 「(1)制度部門別分類」中の「ウ一般政府」において、後につながらないことから、次のように修正すべき。</p> <p>「<u>租税収入等をもとに、中央及び地方政府と、それらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。また、政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。</u>」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>4-4. 「(1)制度部門別分類」中の「エ家計」においては、定義が不適切であり、生計をともにするとの記載の方が正確である。</p> <p>「<u>生計をともにする同じ住居を持ち、所得や富の一部又は全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービスを消費するすべての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業も含まれる。</u>」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>4-5. 「(2)経済活動別分類」において、表現上の整理から次のように修正すべき。</p> <p>「<u>財貨やサービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の分類として、経済活動別分類について、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに定める。</u>」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>4-6. 「(3)商品分類」において、表現上の整理から次のように修正すべき。</p> <p>「<u>財貨やサービスそれぞれの品目の分類として、商品分類について、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産物の3区分ごとに定める。</u>」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>4-7. 「(3)商品分類」は、財貨だけをイメージする表現であり、「財貨・サービス別分類」にすべき。</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>4-8. 3つの分類基準の分類すべてに準拠した「5記録内容」が作成されるのかあいまいである。分類の一部のみに従うのであれば、その旨を記載すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ変更（3-2参照）。</p>
<p>5. 「4 記録原則」に関するもの</p>	
<p>5-1. 税に伴う移転などについても記載すべきではないか。</p>	<p>「5記録内容」の「(1)経常的取引に関する勘定」のうち「エ所得の第2次分配に関する勘定」において記載しているところ。</p>
<p>5-2. 「(1)発生主義に基づく記録」について、発生主義は財政統計には適合していないので、その旨を記載すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、1行目の「原則として」の前に、「一般政府に関するものなどを除き、」という記述を追加することとしたい。</p>

<p>5-3. 「(1)発生主義に基づく記録」の「イ消費支出及び資本形成」において、財貨・サービスが購入した時点または所有権が移転したときとあるが、資本形成には（所有権の移転がなくても計上される）在庫を含むので、表現を改めた方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「ただし、在庫の増加については、生産物が購入・生産等の形で取得された時点において記録する。また、在庫の減少については、生産物が売却・中間消費等の形で処分された時点において記録する。」という記述を追加することとしたい。</p>
<p>5-4. 「(2)市場価格による評価」については、税の扱いについて盛り込むべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、1行目の「市場価格」を「<u>生産・輸入品に課される税を含む市場価格</u>」という記述に改めることとしたい。</p>
<p>6. 「5 記録内容」に関するもの</p>	
<p>6-1. 「(1)経常的取引に関する勘定」の「ア生産に関する勘定」において、表現上の整理から次のように修正すべき。</p> <p>「生産活動の結果としての産出から、この産出を生み出す際の財貨・サービスの消費を中間的な投入として控除することにより、生産過程が作り出す追加的な価値である付加価値に関する項目を記録し、国民経済計算の主要集計項目となる国内総生産を記録する。」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>6-2. 「(1)経常的取引に関する勘定」の「イ所得の発生に関する勘定」と「ウ第1次所得の配分に関する勘定」において、「差額」と「使途」は違うのに混同しているのではないか。具体的には、</p> <p>イにおいての、「使途側には、こうした付加価値の帰属先として、生産過程への参加の結果として発生する雇用の報酬、生産及び輸入品に課される税による政府の収入などに関する項目などを記録するとともに、源泉側と使途側の差額として、営業余剰に関する項目を記録する。」と、</p> <p>ウにおいての、「源泉側には、“所得の発生に関する勘定において使途側にとりして記録した、”雇用の報酬、政府の収入、営業余剰に関する項目のほか、生産の目的のために必要な資産の所有の結果として発生する財産所得の受取に関する項目を記録する。」の関係であり、上記のように修正すべき。</p> <p>(または“ ”に囲まれた部分を削除するべき)</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>6-3. 「(1)経常的取引に関する勘定」の「エ所得の第2次分配に関する勘定」において、上記と同様に次のように修正すべき。</p> <p>「源泉側には、“第1次所得の配分に関する勘定において使途側にとりして記録した”第1次所得に係るバランス項目のほか、所得や富等に課される経常的な税の受取に関する項目、社会負担及び現物以外の社会給付その他の経常的な移転の受取に関する項目を記録する。」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>6-4. 「(1)経常的取引に関する勘定」の「オ現物所得の再分配に関する勘定」において、上記と同様に次のように修正すべき。</p> <p>「源泉側には、“所得の第2次分配に関する勘定において使途側にとりして記録した”可処分所得に関する項目のほか、現物による社会給付その他現物による経常的な移転の受取に関する項目を記録する。」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>6-5. 「(1)経常的取引に関する勘定」の「カ所得の使用に関する勘定」において、上記と同様に次のように修正すべき。</p> <p>「源泉側には、“所得の第2次分配に関する勘定又は</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>

<p>現物所得の再分配に関する勘定において使途側にとも ≒記録した”可処分所得に関する項目などを記録する。」</p>	
<p>6-6. 「(2)資産や負債の蓄積に関する勘定」の「ア資本取引に関する勘定」において、以下の資本移転の説明になっているか疑問なので削除すべき。 「各制度部門における、非金融資産の取得や処分に伴う変動を記録するとともに、現金及び在庫品を除く資産の所有権の移転や資産の取得のための現金の移転などの資本移転の受払いに関する項目について、以下の内容により記録する。」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>6-7. 「(2)資産や負債の蓄積に関する勘定」の「イ金融取引に関する勘定」において、表現上の整理から次のように修正すべき。 「資産変動側には、金融取引のうち債権であるとして の金融資産である資産の変動に関する項目を記録する。 負債及び正味資産の変動側には、金融取引のうち債務としての金融資産である負債の変動に関する項目を記録するとともに、資産変動側と負債及び正味資産の変動側の差額として、純貸出あるいは純借入に関する項目を記録する。」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>6-8. 「(2)資産や負債の蓄積に関する勘定」の「ウその他の資産変動に関する勘定」において、「例外的な」の記載は不適切。以下のように修正すべき。 「資産及び負債の無価値だけでなく、量も変動させるような例外的な事象を記録するとともに、保有する資産価値の再評価に伴う保有利得または保有損失に関する項目など、その他の要因による変動に関する項目を記録する。」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>6-9. 「(3)貸借対照表に関する勘定」について、負債の定義が不適切であり、次のように修正すべき。 「特定の時点における所有資産の価値額と当該資産の所有者に対する金融債権（すなわち負債）の価値額を記録することにより、各制度部門の保有する、経済価値を持つストックの無価値額を表示するとともに、当該部門の自由な処分権の下にある金融的あるいは非金融的資源となる正味資産に関する項目を記録する勘定を、以下の内容により作成する。」</p>	<p>ご意見のとおり変更。</p>
<p>6-10. 「(5)補足的な勘定」に含まれるものには、重要なものが多い。もう少し具体的に書くべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「また、ここに含まれるものの一覧は公表する。」という記述を追加し、別途公表することとした。</p>
<p>7. 「6 雑則」に関するもの</p>	
<p>7-1. 「(2)国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準との対応状況」については、別に公表するのではなく、本体に盛り込んで明確化するべきではないか。</p>	<p>今後の部会等における審議を踏まえ、検討してまいりたい。</p>
<p>7-2. 「(3)作成方法の公表等」について、具体的な作成方法として推計手法の詳細を総務大臣に通知し公表することが想定されるが、それ以外に、作成方法の基本原則を定めることとし、その内容については統計委員会に報告するべきではないか。</p>	<p>新統計法第 26 条に規定される作成方法は、推計に利用している主な基礎統計、推計手法の一般原則を整理したものとする 것을考えており、ご意見の「基本原則」と同趣旨のものとなると思われる。 なお、作成方法の記載事項の検討に当たっては、適宜国民経済計算部会のご意見も踏まえて進めてまいりたい。</p>
<p>7-3. 「(4)計数の改定等」について、作成担当機関を縛る規律になっていない。例えば、改定理由をちゃんと説</p>	<p>ご意見を踏まえ、「その改定等の理由を公表する。」という記述を追加することとした</p>

<p>明するなどを記載すべきではないか。</p>	<p>い。 なお、現状でも、計数の改定の際には、基礎統計の改定等、改定理由を広く一般に公開しているところ。</p>
<p>7-4. 「(5) 基準の変更の検討等」について、もう少し、統計委員会の関与は強めた方（意見をきくといったように）がよいのではないか。 部会開催は日常的に行うべきであり、基準の変更の際のみ審議にかかる仕組みは望ましくない。もう少し、日常的な活動を行えるように修正できないか。 統計委員会報告の記載は、第6条の解釈上、あまり望ましくないのではないか。</p>	<p>統計委員会の審議事項は基本的に作成基準に関する事項に限られる。 ただし、審議を円滑に行うためには、関連する幅広い事項を委員会に示しておくことが必要なことから、本項目を記載しているところ。</p>
<p>7-5. 「(5) 基準の変更の検討等」において、「研究」のほか、「開発」も重要。</p>	<p>「開発」的な事項も、本項目に含まれていると解している。</p>